

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法（昭和四十年法律第三[三]十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十五号の三中「（当該受益証券の国外における募集にあつては、当該勧誘に相当するもの）」を削る。

第五条第三項中「報酬若しくは料金」を削る。

第七条第一項中「掲げる所得」を「定める所得」に改め、同項第四号中「報酬及び料金並びに」を「及び」に改める。

第十一条の見出しを「（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）」に改め、同条第一項中「利益の分配並びに報酬及び料金」を「及び利益の分配」に、「若しくは貸付信託」を「又は貸付信託」に改め、「又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項（定義）に規定する投資口で政令で定めるものの」を削り、「若しくは収益の分配又は利益の配当」を「又は収益の分配」に改め、同条第三項中「規定する公益信託」の下に「又は社債等の振替に関する法律第二条第十一項（定義）に規定する加入者保護信

託」を、「当該公益信託」の下に「又は当該加入者保護信託」を加え、同条第四項中「公益信託」の下に「若しくは加入者保護信託」を加える。

第三十一条第一号中「農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）」を「独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百一十七号）」に改める。

第四十二条第二項中「次に掲げる」を「国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受ける」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「取得し若しくは」を「取得し、若しくは」に、「同項各号に掲げる」を「同項に規定する」に改める。

第七十四条第一項第六号中「農業者年金基金法」を「独立行政法人農業者年金基金法」に改める。

第八十三条の二第一項中「。」で「ものとし、」に改め、「あるもの」の下に「に限る。」で控除対象配偶者に該当しないもの」を加え、同項各号を次のように改める。

一 合計所得金額が四十万円未満である配偶者 三十八万円

一 合計所得金額が四十万円以上七十五万円未満である配偶者 三十八万円からその配偶者の合計所得金額のうち二十八万円を超える部分の金額（当該超える部分の金額が五万円の整数倍の金額から三万

円を控除した金額でないときは、五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額で当該超える部分の金額に満たないもののうち最も多い金額とする。）を控除した金額

三 合計所得金額が七十五万円以上である配偶者 三万円

第一百五十七条第一項第二号ハ中「出資金額」の下に「（その内国法人が有する自）の株式又は出資を除く。」を加える。

第一百七十四条中「第十一号」を「第十号」に改め、同条第十号を削り、同条第十一号を同条第十号とする。

第一百七十五条第三号を削り、同条第四号中「前条第十一号」を「前条第十号」に改め、同号を同条第二号とする。

第一百七十七条を次のように改める。

第一百七十七条 削除

第一百十二条第三項中「報酬若しくは料金」及び「又は第一百七十七条第一項（内国法人の受ける報酬又は料金に係る課税の特例）」を削る。

第一百三十三条第二項中「掲げる」を「定める」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第一百二十四条の二第二項第五号を次のように改める。

五 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益証券

第一百四十二条第一号中「第一百七十七条第一項（内国法人の受けける報酬又は料金に係る課税の特例）」及び「第一百七十七条第二項、」を削る。

別表第一第一号の表中宇宙開発事業団の項、運輸施設整備事業団の項、海上災害防止センターの項、海洋水産資源開発センターの項、生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）及び生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）の項、勤労者退職金共済機構の項、空港周辺整備機構の項、国際観光振興会の項、国際協力事業団の項、国際交流基金の項、国民生活センターの項、雇用・能力開発機構の項、産業基盤整備基金の項、自動車事故対策センターの項、社会福祉・医療事業団の項、新エネルギー・産業技術総合開発機構の項並びに心身障害者福祉協会の項を削り、水害予防組合及び

水害予防組合連合の項の次に次のように加える。

生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十一年法律第百六十四号）
-----------------------------	---

生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）

別表第一第一号の表中中小企業総合事業団の項、通関情報処理センターの項及び通信・放送機構の項を削り、「又はこれに類するもの」を「国若しくは地方公共団体以外の者に対し利益若しくは剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないもの又はこれらに類するもの」に改め、日本学術振興会の項、日本芸術文化振興会の項、日本障害者雇用促進協会の項、日本体育・学校健康センターの項、日本鉄道建設公団の項、日本万国博覧会記念協会の項、日本貿易振興会の項、日本労働研究機構の項、農業者年金基金の項、農畜産業振興事業団の項、農林漁業信用基金の項、平和祈念事業特別基金の項、放送大学学園の項、北方領土問題対策協会の項、水資源開発公団の項、緑資源公団の項、野菜供給安定基金の項及び労働福祉事業団の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第二条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「分割前事業年度等」を「分割等前事業年度等」に、「外国子会社の外国税額（第八十一条の五）」を「外国税額（第八十一条の四の二・第八十一条の五）」に改める。

第二条第十号中「株主等」を「会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）」に改め、「有する株式の総数又は出資の金額の合計額が」を削り、「出資金額」の下に「（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）」を加え、「以上に相当する会社」を「を超える数の株式又は出資の金額を有する場合におけるその会社」に改め、同条第十二号の八口⁽¹⁾中「見込まれていること」の下に「（当該合併後に当該合併法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者が、当該合併後に当該合併法人の業務に従事し、当該適格合併後に当該合併法人の業務に従事することが見込まれていること。）」を加え、同号口⁽²⁾を次のように改める。

(2) 当該合併に係る被合併法人の当該合併前に営む主要な事業が当該合併後に当該合併に係る合併

法人において引き続き営まれることが見込まれていること（当該合併後に当該合併法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該主要な事業が、当該合併後に当該合併法人において営まれ、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人において引き続き営まれることが見込まれていること。）。

第二条第十二号の十一口(1)中「移転していること」の下に「（当該分割後に当該分割承継法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該主要な資産及び負債が、当該分割により当該分割承継法人に移転し、当該適格合併により当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれていてること。）」を加え、同号口(2)中「見込まれていること」の下に「（当該分割後に当該分割承継法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者が、当該分割後に当該分割承継法人の業務に従事し、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること。）」を加え、同号口(3)を次のように改める。

- (3) 当該分割に係る分割事業が当該分割後に当該分割承継法人において引き続き営まれることが見込まれていること（当該分割後に当該分割承継法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見

込まれていては、当該分割事業が、当該分割後に当該分割承継法人において営まれ、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人において引き続き営まられることが見込まれていること。）。

第二条第十二号の十四口(1)中「移転していること」の下に「（当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該主要な資産及び負債が、当該現物出資により当該被現物出資法人に移転し、当該適格合併により当該適格合併に係る合併法人に移転するこ^トが見込まれていてること。）」を加え、同号口(2)中「見込まれていること」の下に「（当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者が、当該現物出資後に当該被現物出資法人の業務に従事し、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていてること。）」を加え、同号口(3)を次のように改める。

(3) 当該現物出資に係る現物出資事業が当該現物出資後に当該被現物出資法人において引き続き営まれることが見込まれていてこと（当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれていて場合には、当該現物出資事業が、当該現物出資後に当該被現

物出資法人において営まれ、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人において引き続き営まれることが見込まれていること。）。

第二条第十七号ワ、第十七号の二及び第十八号ト中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「当該分割」を「当該分割型分割」に改め、同条第十八号の二中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「当該分割」を「当該分割型分割」に改め、同号ロ中「益金不算入」の下に「又は第八十一条の四の二（連結事業年度における外国税額の還付金の益金不算入）」を加え、同号ハ中「同条第二項に規定する減額された部分として政令で定める金額並びに」を削る。

第四条の三第三項中「その承認の処分」を「その承認」に改め、同条第九項中「承認の処分があつた場合（前項の規定によりその承認があつたものとみなされた場合を含む。）」を「前条の承認を受けた場合」に改め、同項第二号中「特例申請後五月経過日（第六項の規定の適用を受けて第一項の申請書を提出した日から五月を経過する日をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）」を「前条の承認を受けた日の前日」に、「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「当該特例申請後五月経過日」を「その承認を受ける日」に改め、同条第十一項中「第一項の」を「同条の」に、「同項」を「第一項」

に、「同条の」を「その」に改め、同項第一号中「特例申請後五月経過日まで」を「当該内国法人が前条の承認を受ける日の前日まで」に、「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「前条」を「同条」に、「当該特例申請後五月経過日の属する事業年度」を「当該内国法人がその承認を受ける日の属する当該他の内国法人の事業年度」に改める。

第四条の五第一項中「取消しの処分のあつた日の属する連結事業年度開始の日」を「取り消された日」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二 連結子法人がなくなつたことにより、連結法人が連結親法人のみとなつたこと。そのなくなつた日

第四条の五第二項第四号及び第五号を次のように改める。

四 連結子法人の解散 その解散の日の翌日（合併による解散の場合には、その合併の日）

五 連結子法人（解散したものと除く。）が連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなつたこと（第一号又は第二号に掲げる事実に基因するものを除く。）。その有しなくなつた日

第四条の五第六項中「第四項の申請書を提出した」を削り、「連結事業年度」を「連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。）」に改め、同条第七項中「に規定する取消しの処分の手続」を「の取消しの手續」に改める。

第十二条第一項中「特定公益信託」の下に「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第十一項（定義）に規定する加入者保護信託」を加え、同条第二項中「特定公益信託」の下に「社債等の振替に関する法律第二条第十一項に規定する加入者保護信託」を加える。

第十四条中「連結法人とする」を「連結法人とし、第十六号にあつては同号に規定する連結親法人とする」に改め、同条第三号中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「分割の日」を「分割型分割の日」に改め、同条第四号中「及び第七号」を「第七号及び第十八号」に改め、同条第九号中「及び第十三号から第十七号まで」を「第十三号から第十五号まで、第十七号及び第十八号」に、「その終了の日まで」を「その有しなくなつた日（以下この号において「離脱日」という。）の前日までの期間、当該離脱日からその連結事業年度終了の日まで」に改め、同条第十二号中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「分割の日」を「分割型分割の日」に改め、同条第二十一条を同条第二十二条

号とし、同条第十八号から第二十号までを「号」ずつ繰り下げ、同条第十七号中「第四条の五第四項の申請書を提出した」を削り、「同条第三項」を「第四条の五第三項」に、「連結事業年度」を「連結親法人事業年度」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十六号中「連結子法人」を「連結法人」に、「その取消しの処分のあつた日の属する連結事業年度開始の日からその終了の日まで」を「その取り消された日（以下この号において「取消日」という。）の属する連結事業年度開始の日から当該取消日の前日までの期間、当該取消日からその連結事業年度終了の日まで」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十五号の次に次の一号を加える。

十六 連結親法人の連結事業年度の中途において連結子法人がなくなつたことにより連結法人が当該連結親法人のみとなつた場合 その連結事業年度開始の日から連結子法人がなくなつた日（以下この号において「離脱日」という。）の前日までの期間及び当該離脱日からその連結事業年度終了の日までの期間

第十五条の二第一項中「分割で分社型分割以外の分割を行つた場合には、第十四条第十一号」を「分割型分割を行つた場合には、第十四条第十二号」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、第一号から第四号までに掲げる法人にあつてはこれらの号に定める期間（その末日が連結親法人事業年度終了の日である期間を除く。）は連結事業年度に含まないものとし、第五号及び第六号に掲げる法人にあつては最初連結事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結事業年度をいう。次項において同じ。）はこれらの号に定める期間とする。

第十五条の二第一項第二号中「において当該」を「において」に改め、「なつた日」の下に「同日の翌日から同項に規定する内国法人が第四条の二の承認を受けた日の前日までの間に」を加え、「同項に規定する」を「当該」に改め、「同日の翌日から特例申請後五月経過日までの間に」を削り、「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「当該特例申請後五月経過日」を「当該内国法人がその承認を受けた日」に改め、同号を同項第六号とし、同項第一号中「特例申請後五月経過日」（同条第九項第二号に規定する特例申請後五月経過日をいう。以下この項において同じ。）を「第四条の二の承認を受けた日の前日」に、「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「第四条の二（連結納税義務者）」を「同條」に、「当該特例申請後五月経過日」を「その承認を受けた日」に改め、同号を同項第五号とし、同項に第一号から第四号までとして次の四号を加える。

一 連結親法人事業年度の中途において自己を分割法人とする分割型分割を行つた連結法人 その連結親法人事業年度開始の日から分割型分割の日の前日までの期間

二 連結親法人事業年度の中途において第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された連結子法人 その連結親法人事業年度開始の日からその取り消された日の前日までの期間

三 連結親法人事業年度の中途において解散した連結子法人 その連結親法人事業年度開始の日から解散の日（合併による解散の場合には、合併の日の前日）までの期間

四 連結親法人事業年度の中途において連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなつた連結子法人（前二号に掲げる法人を除く。） その連結親法人事業年度開始の日からその有しなくなつた日の前日までの期間

第二十三条第四項各号列記以外の部分を次のように改める。

第一項の場合において、同項の内国法人が当該事業年度において支払う負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含むものとし、当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に

支払うものを除く。)があるときは、同項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入しない金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

第四十二条第二項中「次に掲げる」を「国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受ける」に改め、同項各号を削り、同条第六項中「第一項各号」を「第二項」に改める。

第五十二条第八項中「及び第二項」を「第二項及び第五項」に改める。

第五十七条第二項中「第五項及び第九項」を「以下この条」に、「第七項」を「第六項」に、「第六項又は第十一項」を「第五項又は第九項」に、「第五項及び第十項」を「第四項及び第八項」に改め、「及び第四項」を削り、「第四項まで」を「以下この項及び次項」に改め、同条第三項中「第六項」を「第五項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第十一項」を「第九項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「この条」を「この項及び第九項」に、「当該分割」を「当該分割型分割」に、「第八十二条の九第六項」を「第八十二条の九第五項」に、「第九項まで」を「以下この項及び次項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「連結親法人事業年度開始の日」を「連結事業年度終了の

日の翌日」に改め、「（連結親法人事業年度開始の日に行うものに限る。）」を削り、「分割法人が連結法人」の下に「（当該連結法人の連結事業年度終了の日の翌日に当該連結法人を分割法人とする合併類似適格分割型分割を行うものに限る。）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第十項中「又は同項に規定する」を「又は」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 次の各号に規定する場合には、第一項の内国法人の当該各号に掲げる事業年度における同項の規定の適用については、当該各号に定める欠損金額は、ないものとする。

一 連結法人である当該内国法人が当該内国法人を分割法人とする分割型分割（次に掲げるものを除く。）を行つた場合の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度 当該事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（当該各事業年度において第二項又は第六項の規定により当該各事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において同じ。）

イ 連結親法人事業年度開始の日に行う分割型分割

ロ 連結親法人又は第八十一条の九第二項第一号に規定する連結子法人である当該内国法人が最初の連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行う分割型分割

ハ 第四条の三第六項（連結納税の承認の申請）に規定する連結申請特例年度開始日の翌日から同項の規定の適用を受けて行つた同条第一項の申請につき第四条の二の承認を受ける日の前日までの間にを行う分割型分割

一 連結子法人である当該内国法人が最初の連結親法人事業年度（当該内国法人が第四条の三第九項第一号又は第十一項第一号に掲げる法人である場合には最初の連結親法人事業年度の翌連結親法人事業年度とし、当該内国法人が連結親法人事業年度において連結親法人事業年度との間に第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなつた同条に規定する他の内国法人（同号に掲げる法人を除く。）である場合には当該完全支配関係を有することとなつた日から当該連結親法人事業年度終了の日までの期間とする。以下この号において「最初連結親法人事業年度」という。）において当該内国法人を被合併法人とする合併（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とするものに限るものとし、次に掲げるものを除く。）を行つた場合の当該合併の日の前日の属する事業年度当該事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額

イ 最初連結親法人事業年度開始の日に行う合併

口 第八十二条の九第二項第一号に規定する連結子法人を被合併法人とする合併で最初連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うもの

三 連結法人である当該内国法人が第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度終了の日後に第四条の五第一項若しくは第二項の規定により第四条の二の承認を取り消された場合又は第四条の五第三項の承認を受けた場合の最終の連結事業年度後の各事業年度 当該連結事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額

第五十七条第十一項を削り、同条第十二項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「同項から第二項まで、第五項から第七項まで及び第九項から第十一項まで」を「同項から第九項まで」に改め、同項を同条第十一項とする。

第五十八条第二項中「第四項」を「第三項」に、「第七項」を「第六項」に、「第六項」を「第五項」に改め、「及び次項」を削り、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「掲げる各事業年度」を「掲げる事業年度」に改め、「（当該各事業年度において第二項の規定により当該内国法人の当該各事業年度前の事業年度において生じた災害損失欠損金額とみなされるものを除く。）」を削

り、同項各号を次のように改める。

一 連結法人である当該内国法人が当該内国法人を分割法人とする分割型分割（前条第九項第一号イからハまでに掲げるものを除く。）を行つた場合の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度 当該事業年度前の各事業年度において生じた災害損失欠損金額

二 連結子法人である当該内国法人が前条第九項第二号に規定する最初連結親法人事業年度において当該内国法人を被合併法人とする合併（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とするものに限るものとし、同号イ及びロに掲げるものを除く。）を行つた場合の当該合併の日の前日の属する事業年度 当該事業年度前の各事業年度において生じた災害損失欠損金額

三 連結法人である当該内国法人が第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する最初連結事業年度終了の日後に第四条の五第一項若しくは第二項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合又は第四条の五第三項の承認を受けた場合の最終の連結事業年度後の各事業年度 当該連結事業年度前の各事業年度において生じた災害損失欠損金額

第五十八条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「同項、第二項、第四項及び第五項」を「同項から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とする。

第五十九条第一項中「第八十一条の九第六項」を「第八十一条の九第五項」に改める。

第六十一条の二第九項中「第一百五十六条の三第一項」を「第一百五十六条の二十四第一項」に改める。

第六十一条の十二第一項に次の一号を加える。

五　その発行済株式等を直接又は間接に保有していた連結子法人の解散（合併による解散を除く。）に基因して第四条の五第二項第五号（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二の承認を取り消された法人（当該承認の取消しの直前に当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人であつたものに限る。）についてその解散をした連結子法人の残余財産が分配されたことにより当該連結親法人がその発行済株式等の全部を直接又は間接に有することとなつた場合（当該承認を取り消された日から当該残余財産が分配された日まで政令で定める関係が継続していた場合に限る。）の当該法人

第二編第一章第一節第五款第六目の目名を次のように改める。